令和７年度第１回さいたま市農業委員会定期総会議事録

日　時：令和７年５月２８日（水）午後３時００分開会　午後３時４５分閉会
場　所：ときわ会館５階　大ホール

１　開　　会	西澤会長職務代理者より開会宣言。
２　会　長　挨　拶	西形会長挨拶。
（司会）	本会議の議長は、「さいたま市農業委員会会議規則」第４条の規定により、会長が務めることとなっております。西形会長、よろしくお願いいたします。
３　総会成立の報告 （議長）	会議成立の報告をいたします。 本日は、在任委員２１名中１７名出席されており、「さいたま市農業委員会会議規則」第６条の規定による過半数を満たしております。よって、本総会は成立しております。
４　議事録署名委員の指名　（議長）	議事録署名人を指名いたします。議席番号２１番「西澤初男委員」、議席番号１番「富田優委員」、２名を指名します。よろしくお願いいたします。
５　議　　事 （議長）	議案第１号「令和６年度さいたま市農業委員会業務実績報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
（事務局）	議案第１号「令和６年度さいたま市農業委員会業務実績報告について」説明をいたします。 大項目１　会議関係として、昨年度開催した会議の実績です。定期総会は６回、運営委員会は９回開催されましたが、これは行政不服審査に係る案件があったため、例年より多く開催された経緯があります。 大項目２　農業振興関係では、「１　意見・要望活動」として、県と市に対して農地利用最適化施策に関する意見を集約し提出したものです。 「２　農業委員会表彰」では、表彰された方々を記載しておりますが、昨年度は個人の部１方、団体の部は２方ありました。 「３　農地台帳調査」では、「農地台帳一覧表」を農家世帯に郵送するとともに、農地中間管理事業に関するリーフレットや農業者年金に関する情報も同封することで、農地の貸し借りなどのＰＲも同時に行いました。 「４　農業経営基盤強化促進法・中間管理事業に関する法律」ですが、農地の貸し借りに係る権利設定申請については、２６２件、面積については、５７ヘクタールでありました。 「５　遊休農地対策」では、一昨年度、新規に発生した遊休農地を中心に委員の皆様が再調査を実施したことで、面積６７．０ヘクタール、前年対比１．４haの減でありました。また、景観作物の作付けの実施については、緑区会場では新たな遊休農地に作付けするとともに、従前の農地は地域の農業者に貸付けされました。 項目の６以降は、議案書記載のとおりですが、お手元に参考配布いたしました「令和６年度の業務実績」に詳細な内容を掲載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。なお、この冊子の業務実績は、委員の皆様の今後の活動や取組みの参考としてご活用ください。 続きまして、「Ⅲ　農地調整関係」の「１　農地法関係」は、昨年度の農地法に係る権利移動・転用許可、解約の実績でございます。このうち農地法第４条

	及び第５条の件数については市街化区域内の届出件数と市街化調整区域内の許可件数の合計となっております。なお、欄外の※印に、各審議案件数とありますが、これは月例総会で御審議いただいた転用案件の件数と面積の合計でございます。 「２　農地改良関係」は、農地改良の件数と面積でございます。 「３　相続税（贈与税）の納税猶予関係」は、相続税及び贈与税の納税猶予に係る実績でございます。 「４　農地パトロール」は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様の活動の一環として、農地の保全に努めるべく行っていただいた、担当区域の農地パトロールの回数となっております。昨年度にも増して精力的にご活動頂いたことを御礼申し上げます。 「５　国有農地維持管理関係」は、さいたま市内にある未貸付の国有農地４筆につきまして、除草を行い適正管理に努めた結果でございます。これらの農地は、戦後の農地解放で国が取得し農家に売り渡す予定でしたが、未だに売渡や貸付が済んでいない農地です。所有権は国にありますが、管理については埼玉県農業政策課に委託されており、さらに県から管理が委託され、管理に係る費用も県の要綱により県から交付されております。除草等については、年度ごと入札によって決定した業者に委託して、年４回行っております。
（議長）	以上で、議案第１号の説明を終わります。 ご審議の程、お願い申し上げます。 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。 発言のある方は挙手をお願いします。 質問も無いようですので、質疑を終結し、採決に移ります。 それではお諮りします。 議案第１号「令和６年度さいたま市農業委員会業務実績報告について」、賛成の農業委員の方は挙手願います。 総員賛成ですので、議案第１号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第２号「令和７年度さいたま市農業委員会業務計画（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
（事務局）	議案第２号「令和７年度さいたま市農業委員会業務計画（案）について」説明いたします。 「大項目Ⅰ　業務方針」及び「大項目Ⅱ　会議関係」は例年どおりですが、各会議等については定期的、或いは必要に応じて適宜開催してまいります。また、今年度は、任期満了に伴う農地利用最適化推進委員の改選に向けて農地利用最適化推進委員選考委員会を適宜開催する予定です。 大項目Ⅲ、農業振興関係では、例年の取組みとなりますが「１　意見・要望活動」として県と市に対して農業委員会法第３８条第１項に基づく農地利用最適化施策に関する意見の提出を行います。 「２　農地利用最適化業務」は、農業委員、農地利用最適化推進委員の密な連携のもと、最適化のための３つの柱を中心とした業務と、市長部局の依頼に応じて地域計画の目標地図の素案の作成も併せて取組むものです。

	「３　農地台帳の整備」から「８　農業者年金業務」については、昨年度の取組みと同様となりますが、所管する委員会や地区協議会など委員間での議論や意見集約を経て、計画的かつ効果的に当該業務を実施するものです。 次に、「Ⅳ　農地調整関係」は、農地法に係る権利移動や転用、農地改良、相続税及び贈与税の納税猶予などについて、地区審議会及び月例総会において農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様の審議・報告を通じて業務を進めていく計画となります。また、同様に、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様の農地パトロールや、市内の国有農地の管理を行うことで、引き続き農地の保全、適正管理を行っていく計画としております。 以上で、議案第２号の説明を終わります。 ご審議の程、お願い申し上げます。
（議長）	事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。 発言のある方は挙手をお願いします。 質問も無いようですので、質疑を終結し、採決に移ります。 それではお諮りします。 議案第２号「令和７年度さいたま市農業委員会業務計画（案）について」、賛成の農業委員の方は挙手願います。 総員賛成ですので、議案第２号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第３号から議案第７号までを議題といたします。事務局の説明を求めます
（事務局）	議案第３号から議案第７号までは、来年の任期満了に伴う農地利用最適化推進委員の改選に関連する議案となりますので、一括して説明いたします。 まず、議案第３号「さいたま市農地利用最適化推進委員選考委員の選出について」承認を求めるものです。「さいたま市農業委員会　農地利用最適化推進委員選考委員会の設置及び運営に関する要綱」第３条の規定基づき計９名の農業委員を選考委員とする案でございます。当該選考委員の任期は、この定期総会において、ご承認いただければ本日から農業委員の任期満了の日までとするものです。議案書には選考委員の案として、各地区会長職務代理者から推薦を頂いた農業委員を記載しております。選考委員の要件としては、各地区３名の計９名ですが、推進委員の選考に係る案件は、運営委員会でも諮り、審議が重なることから、公平性を考慮して、原則、運営委員を除く委員とさせていただきました。 議案第４号「さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員の募集期間について」の承認を求めるものです。公募の期間については、令和７年９月１日（月）から令和７年９月３０日（火）までとするものです。なお、前回の改選時と同様、市長部局において実施される農業委員の募集期間と同じ期間で実施するものです。 議案第５号「さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員の募集に係る農地利用最適化推進委員を選考するための評価に関する基準について」の承認を求めるものです。これは、評価項目及び配点に従い、農地利用最適化推進委員と

	しての適性を評価する選考評価シートです。１　基礎評価項目として、⑴各種法令の適法性を　⑵推進委員活動の適性を　⑶推進委員の活動が地域活動であることから、地域の信頼性を　⑷農業関連の識見を　⑸ご自身の営農経験を必要項目としました。さらに、２　判定評価項目として、⑴熱意・意欲の合計点を加えて、総合評価を実施するものです。前回の改選時では、各種法令の適法性について、『市税の滞納がないか』を設定しておりましたが、『市税の滞納の有無』を判断材料として「推進委員の適否」を問う法的根拠がないこと、また、少しでも応募者の申請に係る負担の軽減を図るため、評価項目から削除するものです。 議案第６号「さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員の選考に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」承認を求めるものです。今回の公募については、市が進めるデジタル改革推進の一環として、市民等からの市役所への各種申請等については、「オンライン市役所さいたま（電子申請・届出サービス）」とういうシステムを導入していることから、当農業委員会でも公募については、これを利用可能にするものです。「オンライン市役所さいたま（電子申請・届出サービス）」とは、自宅や職場などのパソコンやスマートフォンからインターネットを利用して、市への各種申請・届出をすることができるサービスであります。これを利用するために用意するものは、インターネットに接続されたパソコンやスマートフォン、それと申請者自身の電子メールアドレスであり、事前に「オンライン市役所さいたま」で利用者登録を行う必要があります。資料をご覧下さい。これが「オンライン市役所さいたま」の応募申込のイメージ様式の一部です。これらの入力項目が公募要項の様式第１号「さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員申込書」と同じ内容になっております。現在、「さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員の選考に関する要綱第８条」では、応募・推薦に関する書類の提出方法は、『持参又は郵送』と明記されておりますので、新たに「オンライン市役所さいたま」を利用して申し込みが出来るよう、議案第６号のとおり、同要綱の第８条「書類の提出方法」の規程を改定するものです。なお、農業政策課が実施する農業委員の募集においても、「オンライン市役所さいたま（電子申請・届出サービス）」の導入を検討中であることを申し添えます。次に、同要綱の様式１の変更について説明します。主な変更点は２つあります。１つ目は、メールアドレスの欄を追加しました。これは、応募者との連絡の利便性を高めるためです。２つ目は、次のページにあります「４同意・宣誓事項」の内容について、文言を整理したものです。なお、「農業委員会等に関する法律第８条第４項各号」とは、「１号　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」、「２号拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」で、これに該当する方は委員になることはできないものです。 議案第７号「さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員の募集要項について」承認を求めるものです。前回の改選時の募集要項との主な変更点は、項目６の推薦及び応募に係る手続等の⑴と⑵で、先ほど申し上げました「オンライン市役所さいたま（電子申請・届出サービス）」を利用した応募ができるようにしたこと、また候補者の市民税の納税証明書の添付を廃止することです。そのうえ、⑷提出方法でも、「オンライン市役所さいたま」について説明を設けました。なお、別表の農地利用最適化推進委員の区域に変更は無く、様式１号については、議案第６号での説明のとおり、２か所の変更がございます。 以上、協議事項、議案第３号から議案第７号までの説明になります。ご審議の程よろしくお願いします。

（議長）	事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。 議案第３号「さいたま市農地利用最適化推進委員選考委員の選出について」 発言のある方は挙手をお願いします。 質問も無いようですので、質疑を終結し、採決に移ります。 それではお諮りします。 議案第３号「さいたま市農地利用最適化推進委員選考委員の選出について」賛成の農業委員の方は挙手願います。 総員賛成ですので、議案第３号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 議案第４号「さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員の募集期間について」 発言のある方は挙手をお願いします。 質問も無いようですので、質疑を終結し、採決に移ります。 それではお諮りします。 議案第４号「さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員の募集期間について」賛成の農業委員の方は挙手願います。 総員賛成ですので、議案第４号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 議案第５号「さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員の募集に係る農地利用最適化推進委員を選考するための評価に関する基準について」 発言のある方は挙手をお願いします。 質問も無いようですので、質疑を終結し、採決に移ります。 それではお諮りします。 議案第５号「さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員の募集に係る農地利用最適化推進委員を選考するための評価に関する基準について」賛成の農業委員の方は挙手願います。 総員賛成ですので、議案第５号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 議案第６号「さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員の選考に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」

	発言のある方は挙手をお願いします。 質問も無いようですので、質疑を終結し、採決に移ります。 それではお諮りします。 議案第６号「さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員の選考に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」賛成の農業委員の方は挙手願います。 総員賛成ですので、議案第６号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 議案第７号「さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員の募集要項について」 発言のある方は挙手をお願いします。 質問も無いようですので、質疑を終結し、採決に移ります。 それではお諮りします。 議案第７号「さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員の募集要項について」賛成の農業委員の方は挙手願います。 総員賛成ですので、議案第７号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 以上をもちまして、本日の議案は、全て終了いたしました。
７　そ　の　他	その他として、事務局から何かありますか。
（事務局長）	本総会でも議案にあったよう、農業委員、農地利用最適化推進委員の改選について公募の実施が予定されています。農業委員は令和８年２月の市議会、農地利用最適化推進委員については農業委員会定期総会で候補者を決定いたします。現職の各委員におかれましては、来年度の改選が滞りなく行われるよう皆様のご協力をお願いいたします。
（事務局）	地域計画のアンケートについて資料をご覧ください。農林水産省より市町村の取組み状況や関係者の実態を把握して、今後に活かしたいとのことで依頼がありましたのでご協力のほどをお願いいたします。
（議長）	その他ありますか。 なし 委員の皆様のご協力により、円滑に議事進行出来ましたことに対し、厚くお礼申し上げます。 ここで、議長の職を解かせていただきます。

８　閉　　会	浅子会長職務代理者より閉会を宣言